

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（80）

2. 日時：令和3年6月8日（火）10：05～11：40

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、

片野安全審査官、島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

長官官房技術基盤グループ システム安全研究部門

藤田(哲)技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他11名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、常陽におけるソースターム評価及び第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）への適合性に関し、原子炉格納容器破損防止措置の有効性評価に用いている SIMMER コード及び CONTAIN-LMR について、説明があった。

原子力規制庁からは、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容については引き続き確認していく旨伝えた。

- ATWS（原子炉停止機能喪失型の事象）と LOHRS（崩壊熱除去機能喪失型の事象）のソースタームの評価（格納容器から環境への移行割合等）の説明があったが、これは BDBA の有効性評価における事象想定及び進展によるので、今後の有効性評価の審査によっては見直す可能性がある。
- ATWS と LOHRS の両事象で、ソースタームの評価に基づく敷地境界での実効線量評価結果を示して説明すること。

- SIMMER コードについては、有効性評価における放射性物質の閉じ込めの観点から重要となる、最大エネルギー評価の考え方（解析モデル、評価条件等）を整理して説明すること。

原子力機構から、今後の審査において説明していく旨の返答があった。

6 . 配布資料

資料 1 : 「常陽」のソースタームの評価（中間報告）

資料 2 : 第 53 条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に係る説明書（その 3 : 格納容器破損防止措置）- S I M M E R -
及び S I M M E R - -

資料 3 : C O N T A I N - L M R のモデル及び妥当性確認について